

証券コード 9419

平成30年3月6日

株 主 各 位

東京都品川区東品川二丁目2番20号
株式会社ワイヤレスゲート
代表取締役CEO 池田武弘

第14回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第14回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

【郵送による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成30年3月27日(火曜日)午後5時30分までに到着するようご返送ください。

【インターネット等による議決権行使の場合】

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、平成30年3月27日(火曜日)午後5時30分までに、議案に対する賛否をご入力ください。

なお、インターネット等による議決権行使に際しましては、52頁から53頁に記載のインターネット等による議決権行使のご案内をご確認くださいようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日時 平成30年3月28日（水曜日）午前10時
2. 場所 東京都品川区東品川二丁目3番15号
第一ホテル東京シーフォート3階 ハーバーサーカス
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第14期（平成29年1月1日から平成29年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第14期（平成29年1月1日から平成29年12月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 書面とインターネット等による方法とを重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (2) インターネット等による方法により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- (3) 議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の日前3日までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。

以上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。委任状を議決権行使書用紙とともに会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.wirelessgate.co.jp/>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(平成29年1月1日から
平成29年12月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

売上高	11,830,540千円	前期比	409,002千円減	(3.3%減)
営業利益	922,731千円	前期比	327,851千円減	(26.2%減)
経常利益	782,405千円	前期比	316,472千円減	(28.8%減)
親会社株主に帰属する当期純利益	461,295千円	前期比	232,668千円減	(33.5%減)

当連結会計年度における業績は、売上高については、前期比409,002千円減(3.3%減)の11,830,540千円となりました。

ワイヤレス・ビジネスドメイン事業(BtoB事業)については、前期比132,492千円増(78.1%増)の302,225千円と大幅に売上高を拡大しており、子会社LTE-Xに関しても様々な内容の引き合いが舞い込んできております。

ワイヤレス・ブロードバンド事業(BtoC事業)については、競争環境が激しさを増しており、前期比620,848千円減(5.2%減)の11,433,780千円となりましたが、新規会員の更なる獲得や既存顧客の退会防止に向けた追加施策を実施したこと等により、「ワイヤレスゲートWi-Fi+WiMAX」サービスの売上は第2四半期以降底堅く推移いたしました。

利益面については、利益率の高い公衆無線LANサービスの売上高が減少したこと、「ワイヤレスゲートWi-Fi+WiMAX」サービスの顧客獲得に関わる販売関連費用が増加したこと、子会社LTE-Xにおける事業展開コストが増加したこと等により、営業利益は前期比327,851千円減(26.2%減)の922,731千円となりました。

また経常利益は、持分法適用会社ののれん償却が引き続き行われたこと等に伴う持分法による投資損失137,418千円が計上されたこと等により、前期比316,472千円減(28.8%減)の782,405千円となりました。

当社グループは、ワイヤレス・ブロードバンド関連事業の単一セグメントであります。売上高につきましては区分して記載しており、それぞれの事業ごとの取組みは次のとおりであります。

(ワイヤレス・ブロードバンド事業)

競争環境が激しさを増しており、当連結会計年度におけるワイヤレス・ブロードバンド事業の売上高は11,433,780千円（前期比5.2%減）となりました。

イ. モバイルインターネットサービス

当連結会計年度におけるモバイルインターネットサービスの売上高は10,746,255千円（前期比4.7%減）となりました。

「ワイヤレスゲートWi-Fi+WiMAX」については、新規会員の更なる獲得に向けた家電量販店での新たなキャンペーンや既存顧客の退会防止に向けた追加施策等を実施したことが功を奏し、第2四半期以降売上高が底堅く推移いたしました。次年度につきましても、費用対効果を見極めながら顧客獲得や退会防止に向けた取り組みを実施するとともに、家電量販店以外の販路を拡大していくことを企図しております。

「ワイヤレスゲートSIM」については、サービスラインナップの見直しにより収益性の改善を図るとともに、インバウンド向けのプリペイドSIMの販売強化に努めました。次年度につきましては、プリペイドSIMの更なる販売強化に努めてまいります。

ロ. 公衆無線LANサービス

家電量販店における新規会員の獲得が鈍化していること等から、当連結会計年度における公衆無線LANサービスの売上高は587,103千円（前期比12.9%減）となりました。

次年度につきましては、新たなサービスの開始、及び法人向けのバルク販売や家電量販店以外でのサービス販売により売上の拡大を図ってまいります。

ハ. オプションサービス

家電量販店等において取り扱いを行っている「電話リモートサービス」、「スマート留守電」等の販売になります。当連結会計年度におけるオプションサービスの売上高は100,421千円（前期比6.7%減）となりました。

次年度につきましては、新たなサービスを投入することで売上の拡大を図ってまいります。

(ワイヤレス・ビジネスドメイン事業)

当連結会計年度におけるワイヤレス・ビジネスドメイン事業の売上高は302,225千円（前期比78.1%増）となりました。子会社LTE-Xに関しても様々な内容の引き合いが舞い込んできております。今後、これらの引き合いをより数多くの成果に結びつけられるよう努めてまいります。

イ. 認証プラットフォームサービス

他の通信事業者へ認証プラットフォームを提供しております。当連結会計年度における認証プラットフォームサービスの売上高は64,033千円（前期比28.9%増）となりました。

ロ. その他法人向けサービス

「Wi-Fiインフラ事業」、「IoTサービス」、「法人向けSIMサービス」及び「セキュリティサービス」の提供となります。段階的に拠点数や顧客数を拡大させており、当連結会計年度におけるその他法人向けサービスの売上高は238,192千円（前期比98.4%増）となりました。

(その他)

コンシューマー向けのFONルーターの大口販売があったこと、小型の紛失防止IoTデバイス「MAMORIO」の販売が好調であったこと等により、当連結会計年度におけるその他の売上高は94,533千円（前期比522.8%増）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資（無形固定資産含む）の総額は161,886千円であり、その主なものは、当社事業における通信設備、サーバ及びソフトウェアの取得であります。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

特記すべき事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 11 期 (平成26年12月期)	第 12 期 (平成27年12月期)	第 13 期 (平成28年12月期)	第 14 期 (当連結会計年度) (平成29年12月期)
売上高(千円)	9,105,611	11,311,877	12,239,543	11,830,540
経常利益(千円)	789,703	1,062,104	1,098,877	782,405
親会社株主に帰属する 当期純利益(千円)	499,004	684,324	693,964	461,295
1株当たり当期純利益(円)	49.28	67.08	67.57	44.40
総資産(千円)	3,913,284	5,903,428	6,207,872	6,197,079
純資産(千円)	2,276,896	2,691,205	3,003,161	3,337,174
1株当たり純資産額(円)	224.48	261.99	287.91	307.96

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 11 期 (平成26年12月期)	第 12 期 (平成27年12月期)	第 13 期 (平成28年12月期)	第 14 期 (当事業年度) (平成29年12月期)
売上高(千円)	9,105,611	11,311,877	12,239,543	11,828,547
経常利益(千円)	786,894	1,055,197	1,230,648	993,667
当期純利益(千円)	498,585	679,768	824,056	637,778
1株当たり当期純利益(円)	49.24	66.64	80.24	61.39
総資産(千円)	3,917,893	5,899,981	6,304,271	6,378,988
純資産(千円)	2,278,806	2,688,559	3,101,607	3,533,903
1株当たり純資産額(円)	224.67	261.73	300.30	337.13

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
株式会社LTE-X	150,004千円	51.0%	グローバル・プライベート・セキュリティプラットフォームの提供
株式会社ワイヤレスマーケティング・ラボ	50,000千円	100.0%	マーケティング支援

③ 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループの継続的な発展及び経営基盤の安定を図っていくために、以下の事項を今後の事業展開における主要な課題として認識し、事業展開を図る方針であります。

① 次世代コア事業の育成について

当社グループは、複数のワイヤレス通信サービス（Wi-Fi・WiMAX・LTEといった異なる通信技術）をシームレスに提供するアグリゲーター（統合無線通信事業者）として、コンシューマー向けのサービス提供を軸に活動を行ってまいりました。今後は、IoT事業領域やセキュリティ事業領域での法人向けビジネスにも大きな付加価値を提供できる体制の構築を行い、当社グループの通信インフラを効率的に個人向け、法人向け双方にワイヤレス通信サービスを提供できる事業活動の推進を行ってまいります。

② 販売チャネルの拡充について

現在は株式会社ヨドバシカメラ経由での新規サービス加入者の構成比率が高く、同社への依存度が高い状態にあります。今後、携帯電話販売店等の同社以外の販売取次店の開拓等により販売チャネルの拡充を図り、当該依存度を低下させることに取り組んでまいります。

③ 有能な人材の獲得、育成

当社グループ事業の継続的な発展を実現するためには、有能な人材の獲得及び育成が重要であると考えております。そのために、事業構造や事業展開等を勘案したうえで必要な人材を適時採用する他、教育研修制度の拡充、外部ノウハウの活用などにも積極的に取り組んでまいります。

④ 内部管理体制の強化について

当社グループ事業の継続的な発展を実現させるためには、コーポレート・ガバナンス機能の強化は必須であり、そのために財務報告の信頼性を確保するための内部統制システムの適切な運用が重要であると認識しております。

コーポレート・ガバナンスに関しては、内部監査による定期的なモニタリングの実施と監査等委員や監査法人との連携を図ることにより適切に運用しておりますが、ステークホルダーに対して経営の適切性や健全性を確保しつつも、ベンチャー企業としての俊敏さも兼ね備えた全社的に効率化された組織体制の構築に向けて更に内部管理体制の強化に取り組んでまいります。

(5) 主要な事業内容（平成29年12月31日現在）

当社グループは、ワイヤレス・ブロードバンド関連事業を展開しております。その主な内容は次のとおりであります。

(ワイヤレス・ブロードバンド事業)

イ. モバイルインターネットサービス

当社グループが提供する公衆無線LANサービスの他に、通信事業者より提供を受けているWiMAX及びLTE等の通信網を併せて利用することができ、非常に広域なエリアで高速インターネット接続を行うことができる無線通信サービスです。

「ワイヤレスゲートWi-Fi+WiMAX2+」、「ワイヤレスゲートSIM」等の名称でサービスを展開しております。

ロ. 公衆無線LANサービス

東海道新幹線（東京～新大阪間）のN700系車内や主な鉄道の駅ホームやコンコース、空港、大手カフェチェーンや大手ファストフードチェーンの各店舗内など全国4万ヶ所以上で利用できる無線LANを利用した高速インターネット接続サービスです。

「ワイヤレスゲートWi-Fi」の名称でサービスを展開しております。

なお、世界およそ2,000万か所のWi-Fiスポットをあわせて使える「FonプレミアムWi-Fiプラン」も提供しております。

ハ. オプションサービス

モバイルインターネットサービス及び公衆無線LANサービスをより快適にご利用いただくためのオプションサービスとなります。「電話リモートサービス」や「スマート留守電」等のサービスを提供しております。

(ワイヤレス・ビジネスドメイン事業)

イ. 認証プラットフォームサービス

ワイヤレス・ブロードバンド事業の基盤プラットフォームであるID・パスワードの認証プラットフォームを他の通信事業者へ提供しております。

ロ. その他法人向けサービス

当社グループが保有するWi-Fi環境の構築・運用等のノウハウを活用した「Wi-Fiインフラ事業」、当社グループが保有するLTEネットワークを活用した「IoTサービス」及び「プリペイドSIMサービス」の提供を法人向けに行っております。

また、子会社LTE-Xにおいては、様々なセキュリティサービスの提供を行っております。

(その他)

「MAMORIO」等、主に物品の販売を行っております。

(6) 主要な営業所（平成29年12月31日現在）

① 当社

本社：東京都品川区

② 子会社

株式会社L T E - X

本社：東京都品川区

株式会社ワイヤレスマーケティング・ラボ

本社：神奈川県横浜市西区

(7) 使用人の状況（平成29年12月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
23 (2) 名	5名増 (1名減)

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数（契約社員、パートタイマー、人材派遣会社からの派遣社員を含む）は、年間の平均人数を計算し（ ）内に外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
21 (2) 名	3 (0) 名増	36.3歳	4.0年

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数（契約社員、パートタイマー、人材派遣会社からの派遣社員を含む）は、年間の平均人数を計算し（ ）内に外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成29年12月31日現在）

借入先	借入残高
株式会社三井住友銀行	320,000千円
株式会社みずほ銀行	320,000千円
株式会社三菱東京UFJ銀行	320,000千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成29年12月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 28,800,000株
 ② 発行済株式の総数 10,556,800株

(注) 発行済株式の総数は136,400株増加しております。増加理由は以下のとおりであります。

・ストック・オプションとしての新株予約権の権利行使による増加 136,400株

- ③ 株主数 8,593名
 ④ 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 ヨ ド バ シ カ メ ラ	1,416,400株	13.5%
池 田 武 弘	689,569株	6.6%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	576,100株	5.5%
藤 沢 昭 和	400,000株	3.8%
ザ バンク オブ ニューヨーク 1 3 3 5 2 4	200,300株	1.9%
原 田 実	198,969株	1.9%
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	180,000株	1.7%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	174,600株	1.7%
上 田 八 木 短 資 株 式 会 社	169,800株	1.6%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	143,900株	1.4%

(注) 1. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

2. 持株比率の算定にあたり控除する自己株式（53,000株）には、役員向け株式交付信託の信託財産として、三井住友信託銀行株式会社（信託E口）が保有する当社株式42,138株を含めておりません。

(2) 新株予約権等の状況

① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（平成29年12月31日現在）

		第 3 回 新 株 予 約 権	第 5 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日		平成20年 3 月 28 日	平成22年12月20日
新 株 予 約 権 の 数		1,900個	1,000個
新株予約権の目的となる株式の種類と数 (注) 1		普通株式 760,000株 (新株予約権1個につき400株)	普通株式 400,000株 (新株予約権1個につき400株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに 払い込みは要しない	新株予約権と引換えに 払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり73,200円 (1株当たり183円)	新株予約権1個当たり73,200円 (1株当たり183円)
権 利 行 使 期 間		平成21年 1 月 26 日から 平成31年 1 月 25 日まで	平成22年12月21日から 平成32年12月20日まで
行 使 の 条 件		(注) 2	(注) 2
役 員 の 保 有 状 況	取 締 役 (監査等委員を 除く)	新株予約権の数 620個 目的となる株式数 248,000株 保有者数 2名	新株予約権の数 1,000個 目的となる株式数 400,000株 保有者数 2名

		第 9 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日		平成26年3月26日
新 株 予 約 権 の 数		97個
新株予約権の目的となる株式の種類と数 (注) 1		普通株式 9,700株 (新株予約権1個につき100株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額		新株予約権と引換えに 払い込みは要しない
新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 して 出 資 さ れ る 財 産 の 価 額		新株予約権1個当たり285,100円 (1株当たり2,851円)
権 利 行 使 期 間		平成28年3月27日から 平成34年3月26日まで
行 使 の 条 件		(注) 2
役員の保有状況	取締役等委員を除く)	新株予約権の数 40個 (注) 3 目的となる株式数 4,000株 (注) 3 保有者数 1名 (注) 3

(注) 1. 当社は、平成24年5月16日付で1株を100株とする株式分割、平成25年9月1日付で1株を2株とする株式分割、平成26年1月1日付で1株を2株とする株式分割を行っているため、新株予約権の目的となる株式の数は、第3回新株予約権が760,000株、第5回新株予約権が400,000株となっております。

2. 新株予約権の行使の主な条件は以下のとおりであります。

① 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について以下の消却事由が発生していないことを条件とし、消却事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、取締役会の決議により特に行使を認められた場合はこの限りでない。なお、上記但書にかかわらず、会社は取締役会の決議によって当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定める取得の事由の生じた本新株予約権の行使を認めることがない旨確定することができるものとし、かかる決議がなされた場合は、いかなる場合でも当該新株予約権は行使できなくなるものとする。

- (1) 本新株予約権の権利者が、会社又は子会社の取締役、監査役、使用人又は顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず会社又は子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者いずれの身分とも喪失した場合。
- (2) 本新株予約権の権利者が禁錮以上の刑に処せられた場合。

- (3) 本新株予約権の権利者が会社又は子会社と競合する業務を営む法人を直接もしくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず会社又は子会社と競業した場合。但し、会社の書面による事前の承認を得た場合を除く。
 - (4) 本新株予約権の権利者が法令違反その他不正行為により会社又は子会社の信用を損ねた場合。
 - (5) 本新株予約権の権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合。
 - (6) 本新株予約権の権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合。
 - (7) 本新株予約権の権利者につき破産、民事再生手続開始、会社整理開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合。
 - (8) 本新株予約権の権利者につき解散の決議が行われた場合。
 - (9) 本新株予約権の権利者が本新株予約権の要項又は本新株予約権に関して会社と締結した契約に違反した場合。
 - (10) 本新株予約権の権利者が会社又は子会社の取締役若しくは監査役又は使用人の身分を有する場合（本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、権利者が自己に適用される会社又は子会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当又は権利者が取締役としての忠実義務等会社又は子会社に対する義務に違反した場合。
- ② 本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。
- ③ その他権利行使の条件については、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
3. 第9回新株予約権に関して、取締役1名に付与している新株予約権は、取締役就任前に付与されたものであります。

- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状 況

① 取締役の状況 (平成29年12月31日現在)

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役CEO	池 田 武 弘	株式会社LTE-X代表取締役CEO 株式会社ワイヤレスマーケティング・ラボ取締役
取締役CAO	原 田 実	株式会社LTE-X監査役 株式会社ワイヤレスマーケティング・ラボ代表取締役 フォン・ジャパン株式会社社外取締役
取締役CFO	小 島 聡	執行役員管理本部長 株式会社ワイヤレスマーケティング・ラボ監査役
取締役CIRO	須 永 直 樹	執行役員IR本部長
取締役 (監査等委員・常勤)	若 本 英 徳	ジェノダイブファーマ株式会社取締役 TAK-Circulator株式会社取締役
取締役 (監査等委員)	渡 邊 龍 男	株式会社オールアバウト常勤監査役 株式会社インターネットインフィニティー社外取締役
取締役 (監査等委員)	西 康 宏	TAK-Circulator株式会社代表取締役

- (注) 1. 取締役 (監査等委員) 渡邊龍男氏及び西康宏氏は、社外取締役であります。
2. 取締役 (監査等委員) 西康宏氏は、複数の上場会社でCFOを務めた経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、若本英徳氏を常勤の監査等委員として選定しております。
4. 当社は、取締役 (監査等委員) 渡邊龍男氏及び西康宏氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各監査等委員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

③ 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額
 イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	基本報酬		株式報酬		報酬等の総額 (千円)
	支給人員 (名)	支給額 (千円)	支給人員 (名)	支給額 (千円)	
取締役（監査等委員を除く）	4	94,503	4	49,995	144,498
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	3 (2)	32,700 (14,100)	— (—)	— (—)	32,700 (14,100)
合計 （うち社外取締役）	7 (2)	127,203 (14,100)	4 (—)	49,995 (—)	177,198 (14,100)

(注) 取締役の報酬限度額は、平成28年3月25日開催の第12回定時株主総会において、取締役（監査等委員を除く）について年額270,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）、取締役（監査等委員）について年額40,000千円以内と決議いただいております。なお、業績連動型株式報酬につきましては、平成28年3月25日開催の第12回定時株主総会において、取締役（監査等委員を除く）の報酬とは別枠で決議いただいております。

ロ. 社外役員が親会社又は親会社の子会社から受けた役員報酬等の総額
 該当事項はありません。

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係（平成29年12月31日現在）

- ・取締役（監査等委員）渡邊龍男氏は、株式会社オールアバウトの常勤監査役、及び株式会社インターネットインフィニティーの社外取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）西康宏氏は、TAK-Circulator株式会社の代表取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
取締役（監査等委員） 渡 邊 龍 男	<p>当事業年度に開催された取締役会13回、監査等委員会14回全てに出席いたしました。</p> <p>他の上場会社役員としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、適宜発言を行っております。</p>
取締役（監査等委員） 西 康 宏	<p>当事業年度に開催された取締役会13回、監査等委員会14回全てに出席いたしました。</p> <p>過去に複数の上場会社の役員を務めており、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、適宜発言を行っております。</p>

(4) 会計監査人の状況

① 名称

新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

イ. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

17,100千円

ロ. 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

17,100千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積もりの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑤ 会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分

当社の会計監査人は、平成27年12月22日に金融庁から契約の新規の締結に関する業務の停止3ヶ月（平成28年1月1日から同年3月31日まで）の処分を受けました。

当社は、同監査法人の再発防止に向けた改善への取組み及び当社に対する監査業務は適正に遂行されていることを評価し、引続き同監査法人による監査を行うことが適当との判断にいたっております。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他当社の業務並びに当社及び子会社からなる企業グループの業務の適正を確保するための体制についての決定内容及び運用状況の概要は、以下のとおりであります。

(決定内容)

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社は、経営理念として掲げた「ワイヤレス・ブロードバンドサービスを通じて、より創造性あふれる社会の実現を目指す。」の実現のため、法令及び定款を遵守しながら社会全体の利益となるべく事業を遂行します。取締役及び使用人による法令及び定款の遵守を徹底するために関連規程を整備し、また教育により周知徹底を図ります。
当社事業が法令及び定款を遵守していることについて、内部監査規程に基づく内部監査を実施し、確認します。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項
取締役の職務の執行に係る情報は、法令に準じて制定する「文書管理規程」及びその他の関連諸規程に従って保存及び管理を行います。取締役会議事録、稟議書等取締役が意思決定を行った記録（電磁的方法による記録を含む）の作成、保存、管理及び廃棄等の手続きと管理を適正に実施します。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社事業に関する損失の危険（リスク）、不測の事態に対処すべく、リスク管理規程を制定し、同規程に基づき各本部長が潜在リスクを想定、顕在リスクの把握を行います。本部長会議にて当該リスク情報を共有し、具体的行動のための指示や連絡を行い、特に重要なリスクについては、取締役会において対応策を協議し実行します。
- ④ 取締役の職務執行の効率性の確保に関する体制
取締役会を毎月定期的に開催し、また必要に応じて臨時取締役会を開催して機動的に経営上の重要な意思決定を行います。
取締役会では、経営計画の達成のために必要な施策を立案・推進し、各取締役による職務執行の状況を相互に監督し、その業務の適正性を確保します。
執行役員制度を採用し、執行役員への権限委譲を推進することにより、組織運営及び業務執行の効率化並びに意思決定の迅速化を図ります。

- ⑤ 当社及びその子会社から成る企業グループにおける業務の適正を確保するための体制
- (1) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
当社グループ全体の業務の適正を確保するために、当社は「関係会社管理規程」を制定し、子会社の経営や事業上の重要な事項について事前協議を求める等の必要な管理を行います。また、当社は、子会社に対して当社役員及び社員を派遣し、子会社業務の監督を行い、当該役員及び社員をして当該監督状況を当社に報告させます。
- (2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
子会社においても当社と同様の内容を定めた「リスク管理規程」を整備させ、子会社の各取締役及び取締役会をしてリスクの早期把握と必要な対策を実施させます。
- (3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は、子会社に係る重要事項の事前協議を求める一方、子会社取締役に適切な範囲での権限移譲を行い、子会社の自主性と経営の効率性を確保します。
- (4) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
子会社においても、当社と同様の内容を定めた「コンプライアンス規程」その他必要な諸規程を整備させ、子会社取締役等及び使用人の法令及び定款に適合した業務遂行を徹底します。
当社の内部監査は、子会社の状況についても監査の対象に含め、当社グループ全体として適正な業務遂行を確認します。
- ⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び使用人の取締役（当該取締役及び監査等委員である取締役を除く）からの独立性及び監査等委員会の当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査等委員会がその職務を補助すべき取締役及び使用人を求めた場合、取締役会は監査等委員会の要請に応じて適切な人材を配置します。監査等委員会の職務の補助者は当該補助業務に関しては専ら監査等委員会の指揮命令に服するものとし、また、取締役は当該人材に係る人事考課・人事異動及び懲戒処分に処する際は、事前に監査等委員会に報告し必要な場合には監査等委員会の同意を得ることとします。
監査等委員会から補助業務に係る指示が行われた場合には、当該補助者は他の業務よりも優先して当該補助業務に取り組むこととし、また、当該指示やその具体的内容については守秘義務を有するものとし、また、当該指示やその具体的内容につ

- ⑦ 当社及び子会社の取締役等及び使用人が監査等委員会に報告するための体制並びにその報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社及び子会社の取締役等及び使用人は、当社の監査等委員会の求めに応じて、随時その職務の執行状況その他に関する報告を行います。また、内部監査担当者は、当社及び子会社に対して実施した内部監査の結果について監査等委員会に報告します。
さらに、当社は監査等委員会を報告経路に含めた内部通報窓口を整備し、当社及び子会社の取締役等及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実、又は法令や定款に違反する重大な事実を発見した場合、速やかに監査等委員会や当社へ報告します。
なお、当社及び子会社の取締役等及び使用人が、監査等委員会や会社に対して法令違反行為等に関する報告や情報提供を行った場合に、グループ各社の「コンプライアンス規程」において当該報告者を保護する旨を明記し、そのような報告を理由に不利な取扱いを行わない体制を構築します。
- ⑧ 監査等委員会の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
監査等委員がその職務の執行に必要な費用又は債務について、前払いや事後精算等により当社に請求したときは、当該請求に係る費用又は債務が職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理するものとします。
- ⑨ 監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査等委員会は、月1回開催するほか、必要に応じて臨時に監査等委員会を開催します。
監査等委員会は、会計監査に係る会計監査人、内部監査部門及び子会社の取締役等からの定期的な報告を受けるほか、情報交換等を行うことにより連携を図ります。また、監査等委員会が必要と認める場合に弁護士や公認会計士等の専門家との連携が行える体制を構築します。
- ⑩ 反社会的勢力を排除するための体制
市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断し、また、これらの圧力に対しても警察等の外部専門機関と緊密に連携して毅然とした態度で臨みます。

(運用状況の概要)

① 法令遵守の状況

毎年実施している役社員向けの社内研修を本年も開催いたしました。法令及び定款、社内規程を遵守した業務執行に必要となる事項について、周知徹底を継続しております。

② 重要な会議の開催の状況

当期においては、毎月1度の定時取締役会及び必要に応じて招集する臨時取締役会がそれぞれ開催され、業務執行取締役による職務執行の報告及び経営上の重要な意思決定が適正に行われました。取締役会には監査等委員である取締役も毎回全員出席し、議案の審議及び意思決定の状況について監督したうえで監査等委員自身も議案に対して議決権を適切に行使しました。

また、重要な会議と位置づけている本部長会議も毎月1回開催いたしました。各部門の業務内容の報告のほか、「リスク管理規程」に基づいて業務リスクの有無やその管理状況についての報告があり、出席した代表取締役CEO及び各本部長並びに常勤監査等委員により確認を行いました。

③ 内部監査の実施状況

代表取締役CEOから指名を受けた内部監査担当者が、当社各部門及び子会社に対して内部監査計画に基づいた内部監査を実施し、実施の都度、代表取締役CEO及び常勤監査等委員へ結果報告を行いました。

④ グループ会社管理の状況

「関係会社管理規程」に基づき、子会社の経営や事業上の重要な事項については、当社管理本部長が子会社代表取締役との間で事前協議を行った後に決定いたしました。また、子会社役員を兼務する当社の役員及び社員が、子会社取締役会への出席や職務執行を通じて、当社と同様のコンプライアンスの徹底及びリスク管理を実施しました。なお、関連会社につきましても、当該会社の取締役を兼務する当社取締役より、必要な報告が当社取締役会において行われております。

⑤ 監査等委員による監査の状況

監査等委員による監査は、常勤監査等委員1名、社外取締役である非常勤監査等委員2名の3名体制により、監査計画の策定及び監査計画に基づいた各監査等委員による監査が実施されました。また、監査等委員会も毎月1度開催され、実施した監査の報告や取締役の業務執行の適正性について確認が行われました。

なお、監査等委員会の職務の補助者としてIR本部に所属の社員2名が監査等委員の職務を補佐しており、各委員の監査や監査等委員会の運営事務の効率化を図りました。

(6) 会社の支配に関する基本方針

当社は、財務及び事業の方針の決定を支配する者は、安定的な成長を目指し、企業価値の極大化・株主共同の利益の増強に経営資源の集中を図るべきと考えております。

現時点では特別な防衛策は導入いたしていませんが、今後も引き続き社会情勢等の変化を注視しつつ弾力的な検討を行ってまいります。

連結貸借対照表

(平成29年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	3,172,455	流 動 負 債	2,128,497
現金及び預金	1,693,614	買掛金	1,464,664
売掛金	1,123,858	1年内返済予定の 長期借入金	240,000
商 品	220,535	未払金	225,303
仕掛品	15,676	未払法人税等	135,264
繰延税金資産	13,708	その他	63,265
その他	113,510	固 定 負 債	731,407
貸倒引当金	△8,447	長期借入金	720,000
固 定 資 産	3,024,623	資産除去債務	11,407
有形固定資産	319,197	負 債 合 計	2,859,905
建物	16,199	(純 資 産 の 部)	
機械及び装置	136,781	株 主 資 本	3,224,507
その他	166,217	資 本 金	884,146
無形固定資産	122,577	資本剰余金	823,367
投資その他の資産	2,582,847	利益剰余金	1,745,969
投資有価証券	766,955	自 己 株 式	△228,975
関係会社株式	1,417,240	その他の包括利益累計額	△2,734
保険積立金	203,210	その他有価証券評価差額金	△2,734
繰延税金資産	12,470	新 株 予 約 権	6,935
その他	182,970	非 支 配 株 主 持 分	108,465
資 産 合 計	6,197,079	純 資 産 合 計	3,337,174
		負 債 純 資 産 合 計	6,197,079

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成29年1月1日から
平成29年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売上高		11,830,540
売上原価		8,962,110
売上総利益		2,868,430
販売費及び一般管理費		1,945,699
営業利益		922,731
営業外収益		
受取利息	9	
未払配当金除斥益	375	
その他の	830	1,215
営業外費用		
支払利息	3,552	
持分法による投資損失	137,418	
株式交付費	457	
その他の	112	141,541
経常利益		782,405
特別利益		
新株予約権戻入益	300	300
特別損失		
固定資産除却損	12,855	
投資有価証券評価損	29,133	
その他の	3,466	45,454
税金等調整前当期純利益		737,250
法人税、住民税及び事業税	317,501	
法人税等調整額	△6,353	311,147
当期純利益		426,102
非支配株主に帰属する当期純損失		35,192
親会社株主に帰属する当期純利益		461,295

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成29年1月1日から
平成29年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 余 本 金	利 余 益 金	自 己 株 式	株主資本合計
平成29年1月1日残高	871,465	810,685	1,564,594	△279,076	2,967,668
連結会計年度中の変動額					
新株の発行	12,681	12,681			25,363
剰余金の配当			△279,919		△279,919
親会社株主に帰属する当期純利益			461,295		461,295
自己株式の処分				50,100	50,100
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	12,681	12,681	181,375	50,100	256,839
平成29年12月31日残高	884,146	823,367	1,745,969	△228,975	3,224,507

	その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配株主分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括 利益累計額合計			
平成29年1月1日残高	△988	△988	7,235	29,245	3,003,161
連結会計年度中の変動額					
新株の発行					25,363
剰余金の配当					△279,919
親会社株主に帰属する当期純利益					461,295
自己株式の処分					50,100
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△1,746	△1,746	△300	79,219	77,173
連結会計年度中の変動額合計	△1,746	△1,746	△300	79,219	334,012
平成29年12月31日残高	△2,734	△2,734	6,935	108,465	3,337,174

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数および連結子会社の名称

- ・連結子会社の数 2社
- ・連結子会社の名称 株式会社L T E - X
株式会社ワイヤレスマーケティング・ラボ

(2) 持分法の適用に関する事項

- ・持分法適用会社の数 1社
- ・持分法適用の名称 フォン・ジャパン株式会社

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結会計年度と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

③ 固定資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～15年

機械及び装置 9年

その他 4～15年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

④ 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

⑤ 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

⑥ その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(追加情報)

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号平成28年3月28日)を当連結会計年度から適用しております。

3. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 364,753千円

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末の株式数
普通株式	10,420,400株	136,400株	一株	10,556,800株

(注) 変動事由の概要

ストック・オプションとしての新株予約権の権利行使による増加 136,400株

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末の株式数
普通株式	116,300株	一株	21,162株	95,138株

(注) 1. 当連結会計年度末の株式数には、役員向け株式交付信託が保有する当社株式(当連結会計年度期首63,300株、当連結会計年度末42,138株)が含まれております。

2. 変動事由の概要

役員向け株式交付信託における自己株式の処分による減少 21,162株

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成29年3月24日 定時株主総会	普通株式	279,919千円	27円	平成28年12月31日	平成29年3月27日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成30年3月28日 定時株主総会	普通株式	294,106千円	利益剰余金	28円	平成29年12月31日	平成30年3月29日

(4) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）

	目的となる 株式の種類	目的となる 株式の数
第3回新株予約権	普通株式	248,000株
第5回新株予約権	普通株式	400,000株
第8回新株予約権	普通株式	4,400株
第9回新株予約権	普通株式	9,700株
合計		662,100株

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループの資金運用については、余剰資金を事業に投資するまでの待機資金と位置づけその流動性を維持するため短期的な預金等に限定し、また、資金調達については、必要に応じ銀行借入による方針であります。また、デリバティブ取引については行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、回収までの期間をおおむね短期に設定し、貸倒実績率も低いものとなっております。当該リスクについては、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握することで、信用リスクを軽減しております。

投資有価証券は、主に取引先企業との業務または資本提携等に関連する非上場株式、及び投資事業有限責任組合への出資金であります。非上場株式については、投資先の業績変動リスク及び海外の投資先については為替変動リスクに晒されております。投資先の業績については定期的に報告を受け、その内容を把握する方法、為替については定期的にその変動をモニタリングする方法により、リスクを管理し

ております。投資事業有限責任組合への出資金については、組入れられた株式の発行体の経営状況及び財務状況の変化に伴い出資元本を割り込むリスクがありますが、定期的に決算書入手し、組合の財政状況や運用状況を把握すること等でリスクを管理しております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。また、借入金の主な使途は運転資金であります。これらの債務については、流動性リスクに晒されておりますが、月次で資金繰計画を作成するなどの方法により、リスクを管理しております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成29年12月31日（当連結会計年度末）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表 計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
① 現金及び預金	1,693,614	1,693,614	—
② 売掛金	1,123,858	1,123,858	—
資産計	2,817,472	2,817,472	—
① 買掛金	1,464,664	1,464,664	—
② 未払金	225,303	225,303	—
③ 未払法人税等	135,264	135,264	—
④ 長期借入金（1年内返済予定 のものを含む）	960,000	960,000	—
負債計	2,785,231	2,785,231	—

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

① 現金及び預金、② 売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

① 買掛金、② 未払金、③ 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

④ 長期借入金

変動金利によるため、短期間で市場金利を反映しており、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	当連結会計年度 (平成29年12月31日)
非上場株式	640,455
関連会社株式	1,417,240
投資事業有限責任組合出資金	20,000
転換社債型新株予約権付社債	106,500

(注) これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象としておりません。

6. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 307円96銭
- (2) 1株当たり当期純利益 44円40銭

7. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(平成29年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	3,067,950	流 動 負 債	2,113,678
現金及び預金	1,576,074	買 掛 金	1,464,071
売 掛 金	1,123,858	1年内返済予定の 長期借入金	240,000
商 品	219,554	未 払 金	213,119
仕 掛 品	15,676	未払法人税等	133,679
前 渡 金	6	預 り 金	27,279
前 払 費 用	89,242	前 受 収 益	13,679
繰延税金資産	13,708	そ の 他	21,848
そ の 他	38,277	固 定 負 債	731,407
貸倒引当金	△8,447	長期借入金	720,000
固 定 資 産	3,311,038	資産除去債務	11,407
有形固定資産	275,455	負 債 合 計	2,845,085
建 物	16,199	(純 資 産 の 部)	
機 械 及 び 装 置	136,781	株 主 資 本	3,528,437
工 具、器 具 及 び 備 品	121,265	資 本 金	884,146
建 設 仮 勘 定	1,209	資 本 剰 余 金	823,367
無形固定資産	42,608	資 本 準 備 金	823,367
ソ フ ト ウ ェ ア	35,256	利 益 剰 余 金	2,049,898
そ の 他	7,352	その他利益剰余金	2,049,898
投資その他の資産	2,992,973	繰越利益剰余金	2,049,898
投資有価証券	660,455	自 己 株 式	△228,975
関係会社株式	1,933,866	評 価 ・ 換 算 差 額 等	△1,469
長期前払費用	162,891	その他有価証券評価差額金	△1,469
保険積立金	203,210	新 株 予 約 権	6,935
繰延税金資産	12,470	純 資 産 合 計	3,533,903
そ の 他	20,078	負 債 純 資 産 合 計	6,378,988
資 産 合 計	6,378,988		

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(平成29年1月1日から
平成29年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	11,828,547
売上原価	8,941,997
売上総利益	2,886,549
販売費及び一般管理費	1,892,233
営業利益	994,316
営業外収益	
受取利息	18
業務受託料	750
受取家賃	1,034
未払配当金除斥益	375
その他	818
営業外費用	
支払利息	3,552
株式交付費	77
その他	15
経常利益	993,667
特別利益	
新株予約権戻入益	300
特別損失	
固定資産除却損	12,855
投資有価証券評価損	29,133
その他	3,466
税引前当期純利益	948,512
法人税、住民税及び事業税	317,019
法人税等調整額	△6,285
当期純利益	637,778

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成29年1月1日から
平成29年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資 準 備 本 金	資 剰 余 本 金 計	そ の 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 計		
				繰 越 利 益 剰 余 金	利 剰 余 益 金 計		
平成29年1月1日残高	871,465	810,685	810,685	1,692,040	1,692,040	△279,076	3,095,114
事業年度中の変動額							
新株の発行	12,681	12,681	12,681				25,363
剰余金の配当				△279,919	△279,919		△279,919
当期純利益				637,778	637,778		637,778
自己株式の処分						50,100	50,100
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計	12,681	12,681	12,681	357,858	357,858	50,100	433,322
平成29年12月31日残高	884,146	823,367	823,367	2,049,898	2,049,898	△228,975	3,528,437

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		新 予 約 株 権	純 資 産 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
平成29年1月1日残高	△743	△743	7,235	3,101,607
事業年度中の変動額				
新株の発行				25,363
剰余金の配当				△279,919
当期純利益				637,778
自己株式の処分				50,100
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	△726	△726	△300	△1,026
事業年度中の変動額合計	△726	△726	△300	432,295
平成29年12月31日残高	△1,469	△1,469	6,935	3,533,903

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

イ. 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

ロ. その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～15年

機械及び装置 9年

工具、器具及び備品 4～15年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

(4) 引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

（追加情報）

（繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用）

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号平成28年3月28日）を当事業年度から適用しております。

3. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 357,209千円
- (2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務
- | | |
|--------|----------|
| 短期金銭債権 | 30,079千円 |
| 短期金銭債務 | 3,877千円 |

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	22,805千円
営業取引以外による取引高	759千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式 95,138株

上記自己株式には、役員向け株式交付信託の信託財産として、三井住友信託銀行株式会社（信託E口）が保有する当社株式42,138株を含めております。

6. 税効果会計に関する注記

- (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
ソフトウエア	390千円
繰延資産償却超過額	951千円
資産除去債務	3,492千円
未払事業税	5,792千円
投資有価証券評価損	8,920千円
その他有価証券評価差額金	648千円
その他	7,915千円
繰延税金資産合計	<u>28,112千円</u>
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	<u>△1,933千円</u>
繰延税金負債合計	<u>△1,933千円</u>
繰延税金資産の純額	<u>26,179千円</u>

当事業年度における繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

流動資産－繰延税金資産	<u>13,708千円</u>
固定資産－繰延税金資産	<u>12,470千円</u>

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率 (調整)	30.86%
交際費等の永久に損金に算入されない項目	1.05%
住民税均等割	0.20%
役員報酬	1.63%
所得拡大促進税制による税額控除額	△0.92%
その他	△0.06%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	32.76%

7. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
主 株 主	株式会社ヨド バシカメラ	(被所有) 直接 13.5% [3.8%]	営業取引	当社サービス に付随する物 品の販売	85,864	売掛金	53,213
				当社サービス の販売代理	717,433	未払金	120,271

- (注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っております。
3. 「議決権等の所有(被所有)割合」欄の[]内は、緊密な者による被所有割合で外数であります。

(2) 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	株式会社 L T E - X	(所有) 直接 51.0%	管理業務受託 資金の援助 役員の兼任	管理業務受託	600	その他 流動資産	79
				物品の販売	6	—	—
				資金の貸付 (注) 3	30,000	短期 貸付金	30,000
				利息の受取 (注) 3	9	—	—
				増資の引受 (注) 4	120,120	—	—

- (注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っております。
3. 資金の貸付については市場金利を勘案して決定しており、返済条件は、期間3ヶ月、期日一括返済としております。
4. 増資の引受については、1株につき24,000円で当社が第三者割当を引き受けたものであります。

(3) 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	池田 武弘	—	—	当社代表取締役CEO	(被所有) 直接 6.6%	—	ストック・オプションの権利行使 (注)	11,931	—	—
役員	原田 実	—	—	当社取締役CAO	(被所有) 直接 1.9%	—	ストック・オプションの権利行使 (注)	11,931	—	—

(注) 平成20年3月28日開催の当社第3回定時株主総会の決議に基づき付与されたストック・オプションの当事業年度における権利行使を記載しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 337円13銭
- (2) 1株当たり当期純利益 61円39銭

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年2月19日

株式会社ワイヤレスゲート
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	飯塚	正貴	Ⓜ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	工藤	雄一	Ⓜ

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ワイヤレスゲートの平成29年1月1日から平成29年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ワイヤレスゲート及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年2月19日

株式会社ワイヤレスゲート
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	飯塚	正貴	Ⓜ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	工藤	雄一	Ⓜ

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ワイヤレスゲートの平成29年1月1日から平成29年12月31日までの第14期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、平成29年1月1日から平成29年12月31日までの第14期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門との連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年2月21日

株式会社ワイヤレスゲート 監査等委員会

常勤監査等委員 若本英徳 ㊞

監査等委員 渡邊龍男 ㊞

監査等委員 西康宏 ㊞

(注) 監査等委員渡邊龍男及び西康宏は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題として認識しており、将来の持続的な成長に必要な内部留保を確保しつつ、財政状態及び経営成績並びに経営全般を総合的に勘案し、利益配当を行うことを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、上記方針に基づき次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式 1株につき金28円
配当総額 294,106,400円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
平成30年3月29日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名の選任をお願いするものであります。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位、担当 および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	いけだ たけひろ 池田武弘 (昭和47年4月12日)	<p>平成11年4月 エヌ・ティ・ティ移動通信網株式会社（現 株式会社NTTドコモ）入社</p> <p>平成16年1月 株式会社トリプレットゲート（現当社）設立 代表取締役社長就任</p> <p>平成22年12月 株式会社トリプレットゲート（現当社） 代表取締役CEO就任</p> <p>平成24年11月 株式会社ワイヤレスマーケティング・ラボ 取締役就任（現任）</p> <p>平成26年10月 当社 代表取締役CEO就任（現任）</p> <p>平成28年9月 株式会社LTE-X 代表取締役CEO就任（現任）</p> <p>候補者とした理由等 池田武弘氏（工学博士）は、平成16年1月に当社を設立して以来、14年にわたり経営を指揮し、当社グループが展開する無線通信事業の飛躍的な成長に寄与してまいりました。同氏の経営実績、事業における高い知見及びリーダーシップは、今後も当社グループの企業価値向上と持続的な成長に必要であると判断したことから、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。</p>	689,569株

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 および重要な兼職の状況	所有する当社 の株式数
2	はら だ みのる 原 田 実 (昭和40年7月19日)	<p>平成2年4月 マニファクチュラーズ・ハノーバー銀行(現 JPモルガン・チェース銀行) 入行</p> <p>平成9年1月 株式会社NEC総研(現 NECマネジメントパートナー株式会社) 入社</p> <p>平成10年10月 ライコスジャパン株式会社(現 楽天株式会社) 入社</p> <p>平成11年11月 株式会社ライブドア(現 NHNテコラス株式会社) 入社</p> <p>平成12年6月 株式会社シープロド入社 専務取締役COO就任</p> <p>平成16年1月 株式会社トリプレットゲート(現当社) 設立 取締役就任</p> <p>平成22年12月 株式会社トリプレットゲート(現当社) 取締役COOセールス・マーケティンググループ長就任</p> <p>平成24年11月 株式会社ワイヤレスマーケティング・ラボ 代表取締役就任(現任)</p> <p>平成26年3月 当社 取締役COO退任</p> <p>平成27年3月 当社 取締役CAO就任(現任)</p> <p>平成28年3月 フォン・ジャパン株式会社 社外取締役就任(現任)</p> <p>平成28年9月 株式会社LTE-X 監査役就任(現任)</p> <p>候補者とした理由等 原田実氏は、平成16年1月の当社設立時より、共同創業者として当社グループの経営に参画し、当社グループが展開する無線通信事業の飛躍的な成長に寄与してまいりました。同氏の経営実績、事業における高い知見及び能力は、今後も当社グループの企業価値向上と持続的な成長に必要であると判断したことから、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。</p>	198,969株

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 および重要な兼職の状況	所有する当社 の株式数
3	こ じま さとし 小 島 聡 (昭和49年2月1日)	<p>平成8年4月 隆祥産業株式会社(現 株式会社レクザム)入社</p> <p>平成11年9月 株式会社ディスコ入社</p> <p>平成22年10月 株式会社トリプレットゲート(現当社)入社 コーポレート・マネジメントグループマネージャー</p> <p>平成23年3月 当社 取締役コーポレート・マネジメントグループ長就任</p> <p>平成24年11月 株式会社ワイヤレスマーケティング・ラボ 監査役就任(現任)</p> <p>平成26年3月 当社 取締役CFOコーポレート・マネジメントグループ長就任</p> <p>平成26年4月 当社 取締役CFO管理本部長就任</p> <p>平成27年3月 当社 取締役CFO執行役員管理本部長就任(現任)</p> <p>候補者とした理由等</p> <p>小島聡氏は、平成22年10月に当社へ入社し、現在は取締役CFO執行役員管理本部長として、当社グループの経営に参画しております。当社株式の東京証券取引所マザーズ市場への上場、及び東京証券取引所市場第一部への市場変更にあたっては、同氏の経理財務・経営管理に関する高い知見及び能力が多分に活かされたと考えており、また、今後も当社グループの企業価値向上と持続的な成長に必要であると判断したことから、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。</p>	22,112株

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
4	※ しま おもと き 樹 嶋 尾 基 樹 (昭和47年2月28日)	<p>平成7年4月 タカオカ株式会社入社 平成8年9月 日本ゲートウェイ株式会社入社 平成12年10月 ぷらっとホーム株式会社入社 平成13年8月 SCMマイクロシステムズ・ジャパン株式会社入社 平成15年5月 株式会社アイコール入社 平成19年6月 株式会社サードネットワークス入社 平成24年11月 株式会社ワイヤレステクノロジー・ラボ 取締役就任 平成26年3月 当社入社 平成26年10月 当社 技術本部長就任 平成27年3月 当社 執行役員技術本部長就任(現任) 平成28年9月 株式会社L T E - X 取締役就任(現任)</p> <p>候補者とした理由等 嶋尾基樹氏は、当社の取引先、子会社の取締役、当社の執行役員という立場で、約11年にわたり当社の基幹システムの構築・運用やサービスの開発等に携わってきました。 同氏の技術に関する高い知見及び能力は、当社グループの企業価値向上と持続的な成長に必要であると判断したことから、新任の取締役候補者として選任をお願いするものであります。</p>	一株

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
 2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 3. 「所有する当社の株式数」については、平成29年12月31日現在の所有株式数を記載しております。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	わかもと ひでのり 若本英徳 (昭和19年10月9日)	<p>昭和42年4月 株式会社第一銀行（現 株式会社みずほ銀行） 入行</p> <p>平成元年11月 ゴールドマン・サックス証券会社（現 ゴールドマン・サックス証券株式会社） 入社</p> <p>平成6年7月 モルガン・スタンレー・ジャパン・リミテッド（現 モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社） 入社</p> <p>平成12年6月 株式会社トランスジェニック代表取締役副社長就任</p> <p>平成14年3月 アンジェスエムジー株式会社（現 アンジェス株式会社） 取締役就任 管理本部長</p> <p>平成16年4月 株式会社トリプレットゲート（現 当社） 取締役就任</p> <p>平成16年12月 ジェノダイブファーマ株式会社 取締役就任（現任）</p> <p>平成21年3月 株式会社トリプレットゲート（現 当社） 常勤監査役就任</p> <p>平成26年1月 TAK-Circulator株式会社 取締役就任（現任）</p> <p>平成28年3月 当社取締役就任[常勤監査等委員]（現任）</p> <p>候補者とした理由等 若本英徳氏は、当社の取締役として約5年間、常勤監査役として約7年間、常勤監査等委員として約2年間職務についております。 当社事業に関する豊富な経験と知識を有しており、当社の経営の意思決定の適切性を含め、経営の透明性と健全性の維持・向上及びコーポレート・ガバナンス強化への寄与を期待できるため、引き続き監査等委員である取締役候補者として選任をお願いするものであります。</p>	10,000株

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 および重要な兼職の状況	所有する当社 の株式数
2	わた なべ たつ お 渡 邊 龍 男 (昭和39年6月11日)	<p>昭和62年4月 住友生命保険相互会社入社 平成13年6月 サイトデザイン株式会社 取締役就 任 平成16年6月 株式会社オールアバウト 常勤監査 役就任(現任) 平成16年6月 株式会社SDホールディングス 監 査役就任 平成17年3月 デザインエクスチェンジ株式会社 監査役就任 平成19年6月 ウェブロックホールディングス株 式会社 取締役就任 平成24年3月 当社 社外取締役就任 平成26年3月 当社 社外取締役退任 平成26年9月 株式会社インターネットインフィニ ティー 社外取締役就任(現任) 平成27年3月 当社 社外取締役就任 平成28年3月 当社 社外取締役就任[監査等委員] (現任)</p> <p>社外取締役候補者とした理由等 (注)3をご覧ください。</p>	一株
3	にし やす ひろ 西 康 宏 (昭和34年5月8日)	<p>昭和57年4月 株式会社日本興業銀行入行 平成11年6月 株式会社インターネットイニシアテ ィブ 取締役CFO就任 平成17年3月 株式会社オークネット 取締役経営 管理部門長就任 平成21年3月 日本ベリサイン株式会社(現 合同 会社シマンテック・ウェブサイトセ キュリティ) 取締役副社長兼C FO就任 平成24年3月 株式会社ジャパンディスプレイ 執 行役員CFO就任 平成28年3月 当社 社外取締役就任[監査等委員] (現任) 平成29年1月 TAK-Circulator株式 会社 代表取締役就任(現任)</p> <p>社外取締役候補者とした理由等 (注)4をご覧ください。</p>	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 渡邊龍男氏及び西康宏氏は、社外取締役候補者であります。
3. 渡邊龍男氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏が他の上場会社の役員として豊富な経験と幅広い見識を有されていることから、当社の経営の意思決定の適切性を含め、多様な視点から意見をいただくことにより、経営の透明性と健全性の維持・向上及びコーポレート・ガバナンス強化への寄与を期待できるためであります。
4. 西康宏氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏が過去に複数の上場会社の役員を務められ、企業経営者として豊富な経験と幅広い見識を有されていることから、当社の経営の意思決定の適切性を含め、多様な視点から意見をいただくことにより、経営の透明性と健全性の維持・向上及びコーポレート・ガバナンス強化への寄与を期待できるためであります。
5. 渡邊龍男氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。監査等委員会設置会社への移行前の期間も含め、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって、通算で5年となります。
6. 西康宏氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。その在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
7. 当社は、各候補者との間で会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額であり、各候補者の再任が承認された場合は、各候補者との当該契約を継続する予定であります。
8. 当社は、渡邊龍男氏及び西康宏氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。両氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
9. 「所有する当社の株式数」については、平成29年12月31日現在の所有株式数を記載しております。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであります。

ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 および重要な兼職の状況	所有する当社の 株式数
あおきりえ 青木理恵 (昭和45年10月9日)	平成7年10月 太田昭和監査法人（現 新日本有限責任監査法人）入所 平成12年7月 大和証券SBキャピタル・マーケット株式会社（現 大和証券株式会社）入社 平成16年4月 青木公認会計士事務所設立 所長就任（現任） 平成22年6月 株式会社ドリコム 社外監査役就任 平成25年11月 株式会社ジーニー 常勤監査役就任（現任） 平成27年6月 株式会社ドリコム 取締役（監査等委員）就任（現任）	一株

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 青木理恵氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
3. 青木理恵氏を補欠の社外取締役候補者とした理由は、同氏が公認会計士としての専門的な知識、経験等を有されていることから、当社のコーポレート・ガバナンス強化に活かしていただけることを期待したためであります。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、監査等委員である取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。
4. 青木理恵氏が監査等委員である取締役に就任した場合、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結する予定です。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額であります。

以上

インターネット等による議決権行使のご案内

インターネット等により議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますよう、お願い申し上げます。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス <https://www.web54.net>

※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード[®]」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。



(QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。)

2. 議決権行使のお取扱いについて

- (1) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 議決権の行使期限は、平成30年3月27日（火曜日）午後5時30分までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。
- (3) 書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等によって複数回数またはパソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- (4) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

3. パスワードおよび議決権行使コードのお取扱いについて

- (1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

4. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

- (1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン・携帯電話等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

[電話] 0120 (652) 031 (受付時間 9:00~21:00)

- (2) その他のご照会は、以下の問い合わせ先をお願いいたします。

ア. 証券会社に口座をお持ちの株主様

証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社までお問い合わせください。

イ. 証券会社に口座のない株主様 (特別口座をお持ちの株主様)

三井住友信託銀行 証券代行事務センター

[電話] 0120 (782) 031 (受付時間 9:00~17:00 土日休日を除く)

5. 議決権電子行使プラットフォームのご利用について (機関投資家の皆様へ)

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社 I C J の運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

以 上

メ モ

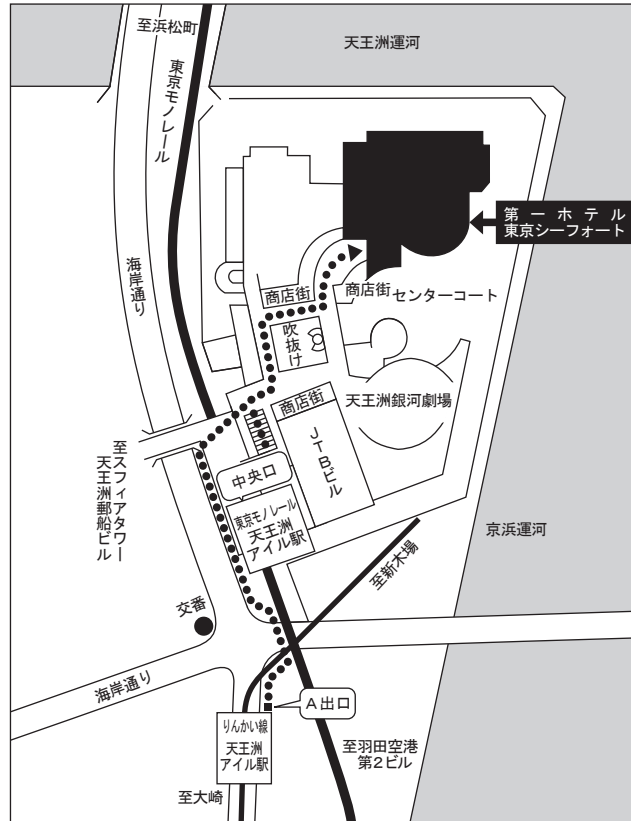
A series of 20 horizontal dashed lines for writing.

メ モ

A series of 20 horizontal dashed lines for writing.

株主総会会場ご案内図

- <会場> 東京都品川区東品川二丁目3番15号
第一ホテル東京シーフォート3階 ハーバーサーカス
- <交通> ・東京モノレール 「天王洲アイランド」駅下車 中央口直結
・りんかい線 「天王洲アイランド」駅下車 A出口から徒歩約4分
・JR品川駅 港南口（東口）より都営バスで約5分
「天王洲アイランド循環」バス「天王洲アイランド」下車
「りんかい線天王洲アイランド駅」行きバス「天王洲アイランド」下車
- <電話> 03-5460-4411



* 会場周辺の道路は大変混雑することがありますので、公共交通機関をご利用願います。